

議員全員協議会会議録

(令和6年11月15日)

愛南町議会

愛南町議会議員全員協議会会議録

本日の会議 令和6年11月15日(金)

招集場所 議員協議会室

出席議員

議長	佐々木 史仁	副議長	鷹野 正志
議員	尾崎 恵一	議員	嘉喜山 茂
議員	池田 栄次	議員	吉田 茂生
議員	少林 法子	議員	金繁 典子
議員	原田 達也	議員	中野 光博
議員	山下 正敏	議員	那須 芳人
議員	吉村 直城		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	本多 幸雄	主幹	小松 一恵
係長	山口 昌		

説明のため出席した者

町長	中村 維伯		
副町長	木原 荘二		
(総務課)			
課長	立花 慶司	主幹	上田 耕平
課長補佐	近平 高宜		
(企画財政課)			
課長	清水 雅人		
(税務課)			
課長	山本 光伸	課長補佐	二神 志朗
(生涯学習課)			
課長	織田 浩史	課長補佐	藤本 吉信
(商工観光課)			
課長	兵頭 重徳	主査	埜下 雄史

本日の議員全員協議会に付した案件

【執行部報告】

- 1 愛南町税条例の一部改正について
- 2 ふるさと納税の状況について
- 3 議員報酬の改定について
- 4 愛南町職員の給与に関する条例等の改正について

【議会協議】

- 1 重要案件抽出の協議について
- 2 その他

開 会	9時00分
閉 会	10時26分

○**鷹野副議長** 失礼いたします。皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから第18回議員全員協議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、議長挨拶をお願いします。

○**佐々木議長** 皆さん、おはようございます。

今日の協議会は、12月定例に上程予定であります議案の協議になります。慎重なる協議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○**鷹野副議長** ありがとうございます。

続きまして、町長挨拶をお願いします。

○**中村町長** 皆さん、おはようございます。

今週の12日に第3回の議会臨時会を終えたばかりですが、私が来週には東京出張が続くことから、議員全員協議会の開催をお願いいたしましたところ、佐々木議長には御承知をいただき、また何かと御多忙の中、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、先般は、愛南町教育委員会教育長の任命につきまして、全会一致での御同意をいただき、本当にありがとうございました。

さて、損害賠償事件の件で報告があります。町議会議員が要望書の署名簿を基に署名者宅を戸別訪問等したことにより、プライバシー権等を侵害されたとして起こされた損害賠償事件については、相手方が松山地方裁判所の判決を不服として控訴しておりましたが、高松高等裁判所は先月24日にこの訴えを棄却し、その後、上告がなかったことから、先週9日に判決が確定いたしました。このことから、今週12日に、相手方に遅延損害金を含め5万16円を支払いましたので報告いたします。

本日は、12月定例議会に提案予定の案件など4件の事前説明や報告を担当課長等からさせていただきますので、御意見等をよろしくをお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○**鷹野副議長** ありがとうございます。

これから先は議長の進行により進めたいと思います。お願いします。

○**佐々木議長** それでは、早速、初めに1番の愛南町税条例の一部改正について（国の指定文化財に係る固定資産税の課税免除関係）についてを議題とします。

執行部の説明をお願いします。

山本税務課長。

○**山本税務課長** 税務課から、資料番号1、愛南町税条例の一部改正について（国の指定文化財に係る固定資産税の課税免除関係）について御説明いたします。

今回の一部改正は、平城貝塚が国の史跡として指定されたことに伴い、固定資産税の課税免除の規定を追加しようとするものであります。

それでは、各項目に沿って御説明させていただきます。

まず、1、政策の発生源につきましては、令和6年10月11日に平城貝塚が国の史跡として指定されたことによるものであります。

2、提案に至るまでの経緯につきましては、令和4年5月26日に開催した議員全員協議会において、国の史跡に指定された場合の地権者のメリット・デメリット、保護が期待される平城貝塚の範囲、地権者への説明会の開催などについて、また、令和5年5月19日に開催した議員全員協議会では、地権者への説明会での意思表示の状況、固定資産税の減収見込み、指定後の税条例の整備などについて、それぞれ生涯学習課から説明しておりましたが、今回、国の史跡指定を受けて、愛南町税条例の一部を改正しようとするものであります。

3、総合計画の整合性につきましては、政策5、豊かな心と文化を育むためのひとづくり、施策2、生涯学習の充実、基本事業4、文化財の保護・活用に基づくものであります。

4、他の自治体の類似する政策との比較検討につきましては、愛媛県内の市町では、国の指

定文化財に対する市町独自の課税免除措置はありませんが、岡山県の岡山市に同様の規定がございます。今回、平城貝塚が国から史跡として指定されたことで、その文化的価値を後世に著実に保存・継承していくことが重要であります。愛南町においては、市街地にある民有地が史跡として国から指定されたことで、安定的に保存・継承していくためには、所有者の経済的負担軽減を図りながら、将来的には公有地化を推進していく必要があると考えております。

5、町民参加の有無とその内容につきましては、令和4年6月から7月にかけて地権者に対する説明会を開催し、史跡指定後のメリット・デメリットなどについて生涯学習課から説明しております。

6、関係ある法令及び条例につきましては、地方税法、文化財保護法、地方交付税法、地方交付税法施行令であります。参考として、4ページに関係部分を添付しておりますので、後で御確認ください。

7、財源措置につきましては、課税免除した固定資産税の減収額の75%が普通交付税で補填されることとなっております。

8、将来にわたるコスト計算につきましては、年間約39万円の固定資産税が減収となりますが、交付税措置により、実質的な負担は10万円弱と見込んでおります。また、特別交付税として、毎年92万円が加算されることとなっております。

次に、税条例の一部改正の内容について御説明いたしますので、2ページの新旧対照表を御覧ください。なお、現在、条例審査の委託会社において審査中であることを申し添えます。

改正内容は、第60条の次に、60条の2として固定資産税の課税免除に関する規定を追加するもので、第1項で課税免除となる要件を、第2項で課税免除を受けようとする者の申請手続について、第3項は課税免除の可否の決定について、第4項で申請内容に変更があった場合の届出義務について規定しており、令和7年1月1日から施行することとなっております。

なお、本一部改正案を、来る12月定例会において提案したいと考えております。

最後に、3ページに、今回史跡として指定された土地の図面を添付しております。赤の網かけ部分が指定された場所となっておりますので、御確認ください。

以上で税務課からの説明を終わります。

○佐々木議長 ほかに説明はありませんか。ないですね。

説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 税務課は直接関係ないかもしれませんが、公有地化した後は、従来の地権者と町との関係というのはどうなるのですかね、そこに、まあ税金、公有地化すれば固定資産税はなくなるかと思うのですが、そしてそこに住み続けるのはどういうことになるのですかね。賃借料を町に払うのかとか。

○佐々木議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 公有地化は、あくまでも最終的に町の所有地になるということですので、またずっと先の話になるかと思えます。今現在、国の史跡に指定されているのですが、通常の日常生活を送っていただくことについては、特に制限はございません。そのまま住み続けることは可能です。

ただ、例えば家の建て替えですとか、増改築などによって、地面の下、地中に文化財が眠っていますので、そちらを触るようなときには必ず文化庁に申請を出して許可を頂く必要があります。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか

鷹野副議長。

○鷹野副議長 この指定範囲は、恐らく貝塚等が埋まっているという想定でということなのでしょうけど、どうやって決められたのですかね、この範囲を。中にちょっと1か所、空白なところもあるし、その辺。一応、中心は四国銀行跡地辺りが一番、今までの発掘調査でも史跡が出てきているというのがあるのですけど、この範囲はどういうふうにしたのでしょうか。

○佐々木議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 お答えいたします。

まず一つは、今まで8回にわたる発掘調査をやっております。それから発掘調査の結果に基づいた調査研究報告書をまとめ上げて、それを基に有識者の助言、判断をいただきながら、一応の想定としての範囲を決定したものであります。

それから、実際にちょっと歯抜けになっている部分につきましては、これはまだ史跡としての同意が取れていない部分になります。一応、本来ですと全体を範囲には、想定はしているのですけど、史跡に指定する前提としては地権者の同意が必要ということで、同意がまだ取れていない部分が歯抜けになっているという状況です。

以上です。

○佐々木議長 鷹野副議長。

○鷹野副議長 先ほど建て替え云々というのがあったと思うんですよ。もし建て替える場合、全部壊すやないですか。土地が見える、そしたら発掘調査をする、そしたらその後、もう普通どおりに、同じように家を建てることは可能なんですよ。

○佐々木議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 考え方としては、土地に影響を与えない形であれば許可は下りると思うのですが、基本的にはなかなか難しいのではないかなと想定しております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 保護していくことは大事なことだと思うのですが、もう一つ確認させてください。指定を受けた際のデメリットなんですけれども、以前の令和4年の説明のときは、改築等を行う場合、事前協議が必要となるということなのですが、譲渡とか、売却とか、賃貸とか、そういうことは自由にできるのですかね、所有関係で。

○佐々木議長 織田生涯学習課長。

○織田生涯学習課長 土地の売買については特に制限はございません。ただ、やはり文化財に指定されている土地だということを前提での売買になりますので、なかなかその辺りでの、買手といますか、そういう売買が成立すること自体もなかなかハードルが高くなるのではないかなと考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 もう一つ、すみません。ということはある程度、所有権に制限が、今まで全くなかったものが、ないともいえないような状況になるかと思うのですが、資産としての価値がこれによって少し下がったりとかということはあるのですか。ほかの愛南町以外の自治体での例とか、もし御存じでしたら教えてください。

○佐々木議長 山本税務課長。

○山本税務課長 史跡に指定されたということで、固定資産税の評価額が下がるというようなことはございません。ただ、いろいろな制限がかかるということで、相手方がおりますので、売買するときには影響が出ることは考えられますが、指定されたことで評価額が下がるということはありません。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、1番を終わりたいと思います。

続きまして、2番、ふるさと納税の状況について、執行部の報告を求めます。

兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。資料番号2番、ふるさと納税の状況について説明させていただきます。

1の政策の発生源です。ふるさと納税市場が拡大を続ける一方、返礼品をめぐる自治体間の競争は激しさを増しており、当町においても、新返礼品の開発や既存返礼品の生産強化が課題であります。

2の提案に至るまでの経緯です。今年度の愛南町ふるさと納税は、10月末の受入額が約6億5千万円となっており、駆け込み需要のあった昨年とは単純比較できないものの、直近の10月は対前年度比2.1倍で推移するなど、年末に向けて順調に寄附を伸ばしております。

寄附を伸ばしている要因としましては、返礼品の増加、ポータルサイトの増加に加え、昨年度実施したふるさと産品創出支援事業によって、生産力を強化した水産加工品等の返礼品が牽引役となって、ページのアクセス数を引き上げていることが挙げられます。自治体間の競争が激しさを増す中、返礼品開発を継続し、人気返礼品の生産力を高めることで、ふるさと納税のさらなる成長を目指し、産業振興及び雇用の促進を図ります。

(1) 寄附件数と寄附額の推移です。令和6年4月から10月末までの累計は、寄附件数6万6,620件、寄附金は6億5,374万円です。

グラフを御覧ください。

折れ線グラフが寄附件数です。棒グラフは、緑色が令和4年度、水色が昨年度、赤色が本年度です。水色の昨年度の9月は制度改正による駆け込み需要で、12月と同程度の寄附額となっております。今年は、例年12月に向けて急速に寄附金が急上昇すると予想され、今後の返礼品の在庫の確保が重要となります。

(2) のふるさと産品創出支援事業の実施についてです。今年度の好調な推移の要因となっております、ふるさと産品創出支援事業を、今年度も町内の4事業者がクラウドファンディングを実施中です。

①の期間は、令和6年9月2日から令和6年12月31日です。

②寄附金目標額は、5億4,868万5,000円です。

③補助金額は、目標額を達成した場合、1億6,460万5,000円です。

④今回の12月補正は、当初予算との差額8,640万5,000円です。

⑤現在の実績は、11月5日現在、2億9,452万円となっております。

3の総合計画との整合性は、下記の2件です。

4の参考とした他の自治体の類似する政策との比較検討は、ふるさと納税受入額上位自治体を参考にしております。

5の町民参加の有無とその内容は、ふるさと納税返礼品等協力事業者と連携を図っております。

6の関係ある法令及び条例は、総務省の告示です。

7の財源措置は、ふるさと寄附金です。

8の将来にわたるコスト計算は、単年度で事業が完了するため、将来のコストはありません。最後に、ふるさと納税は年々自治体間の競争が激しくなっており、スピード感を持った対応が必要です。今年度、寄附金当初予算額計上額20億円に少しでも迫れるよう、あらゆる施策を投入中です。

商工観光課からの説明は以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

尾崎議員。

○尾崎議員 説明を今聞かせていただきまして、今後はふるさと産品創出支援事業を強力にやっていただきたいと思います。

令和5年度の実績が17億5千万円程度あったわけですけど、そのうちかんきつ類が11億円程度あると私は認識しておるのですが、これはかんきつ類こそ、ふるさと産品の、納税の主力商品であるということなのではあるのですが、今年度は愛南町内のかんきつ類は裏年、それに加えてカメムシの被害とか、夏場の高温の影響によって、実際のところ昨年の3分の1程度しか収穫が見込めないのではないかと感じております。私も若干作っておるのですが、去年よりも生育が非常に遅くて、量も少ないというような状況で、ミカン農家の方もそのように多分におっしゃっております。

今後このふるさと納税寄附を伸ばすには、このかんきつ類の量を確保することがまず第一の問題ではないかと思うのですが、それだけでは十分ではなくて、このふるさと産品創出事業、こういったものにも同時に力を入れていくということが重要であると思うのですが、この点についてどのように考えているかをお伺いいたします。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えします。

今年度、当初から裏年ということが分かっておりましたので、昨年からの生産力の強化を図らんといけんということで、加工品等の生産力強化の機器の導入とかを積極的に行ってまいりました。そのおかげで、水産加工品、カツオのたたきなんですけど、大変、今、好調に推移しております。そうやってトップランナーがいることで、ほかの愛南町の返礼品も見てもらえる機会が増えてきましたので、相乗的に寄附金が上がっていくのは、そういうことではないかと思っております。

このクラウドファンディングを活用した事業につきましても、今後、産業振興と絡めまして、もっともっと力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

原田議員。

○原田議員 ただいま、かんきつ類が非常に今年は少ないということで、返礼品をそろえるのに大変だと思いますけど、新返礼品の開発ということに今、力を入れていると思うのですが、昨年と比較して返礼品の品、どれぐらいの品が増えたのか、分かる範囲で報告を願いたいのですけど。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 昨年、1,000種類ほど返礼品の種類があったのですが、種類というか、新しくものを投入するということだけではなくて、1万5,000円の品があったり、10,000円の品があったり、5,000円の品があったりという形で、同じ商品でも内容量を変えて、寄附金額も変えてバリエーションを上げておりますので、今1,300ぐらいの返礼品になっておりますので、寄附者の方がどれを選べるかという選択肢の幅を広げたというのが今回、ちょっと新しい取組です。

以上です。

○佐々木議長 原田議員。

○原田議員 クラウドファンディングは町内の4業者が今年もということなのですが、これは昨年と同じ業者ですか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 昨年と同じ業者です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

嘉喜山議員。

○嘉喜山議員 この制度が大きく来年度10月から変わると思うのですが、その辺の対策というか、その辺りはどう考えていますか。

○佐々木議長 兵頭商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 お答えします。

ちょうど水色の、昨年の令和5年度も同じように制度改正が10月にあるということで、9月に物すごい駆け込みの需要がありました。私らも想像しておる以上の駆け込み需要がありましたので、今現在からもう既に来年の9月に向けての在庫を抱えるための準備をいたしております。来年はこの水色の、昨年以上の動きがあると予想しておりますので、しっかり準備していきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、2番を終わりたいと思います。

続きまして、議員報酬の改定について、執行部の報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。議員報酬の改定について説明をします。

この件につきましては、先月4日開催の議員全員協議会において協議いただきましたが、今回の議員報酬の改定は、1の改正の背景のとおり、令和6年9月19日付で提出された愛南町議員報酬及び特別職給料審議会の答申を受け、議員報酬等を次のように改定するものです。

2の改定の内容についてですが、月額の改正額は現行の18万1,000円から25万円に、議長は28万6,000円から34万円に、副議長は22万7,000円から27万5,000円にそれぞれ引き上げ、適用時期は公布の日以後、初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の初日から施行するものとし、改正の議案は12月定例会に上程する予定としています。

3のその他として、令和6年10月7日から11月8日に愛南町議会議員報酬の改正案に関するパブリックコメントを実施しました。結果、4件の意見が寄せられ、寄せられた意見及び意見への回答を2ページ以降に記載しておりますが、議会からの回答も併記し、来週、この回答内容を町ホームページに掲載する予定であります。

以上で議員報酬の改定についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 執行部よりの回答も、議会よりの回答も、いいと思います。

質問なんですけど、4ページの執行部よりの回答の中で、一番最後から2番目のパラグラフで述べていらっしゃるんですけど、愛南町では限られた予算を適切に配分することを重視しており、歳入はほかの町と比較して高額かどうかについては、全体の予算における各分野の配分状況を常に精査し、必要に応じて優先順位を見直してまいりますということなのですけれども、全体の予算における各分野というのは、執行部の様々な予算と議会全体をとということだと思っておりますけど、現状、愛南町の議会の予算というのは他の町に比べて比率は非常に低いと私は見ておりますけれども、こう書かれているので、現状についてのお考え、見解をお聞かせください。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 議会全体の予算要求につきましては私が答える立場にはございませんが、議員報酬の観点でお答えさせていただきますと、議会基本条例のところでは19条で定められていること、それと今回、議会側から審議会に対しまして御提供していただきました大学の先生の冊子等をお読みした中で、例えば一つの案ではございましたが、議会任期中において、現行の議員各位におかれまして、次回改選に合わせた議員報酬の在り方を1年ほど前から協議し、町民の方々と意見交換をし、次期改選に当たっての議員報酬の額がどういったところが議会として捉えているのかというような方法論も含めて活用するというようなこともございましたので、議員報酬につきましては、先ほど申しましたように議会基本条例の19条をまず遵守させていただきながら、議会側からの御提案に執行部側も丁寧に対応すべきかなというふうに捉えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 すみません、専門家の方を招いて議会で研修会をさせていただきました。その中で先生が本当にずばっと御指摘になりました。この町は議会の予算が少ないね、とおっしゃっていました。常に精査しているということでしたので、どなたが精査され、現状についてのどのようにお考えか、お聞かせください。

○佐々木議長 木原副町長。

○木原副町長 それは私のほうでお答えさせていただきます。

執行部といたしましては、議会、あるいは教育委員会、行政委員会が違う部門について、それぞれ予算要求をいただいて、それを我々はしっかりと反映して予算を組んでおります。ですから、議会費の要求につきましては、議会のほうから適切な金額を表示していただいて、それが我々可能であれば予算化をしておりますので、主導権は議会にあると考えております。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。

金繁議員。

○金繁議員 答えをまだ頂いていないと思うのですが。全体の予算における各分野への配分状況を常に精査し、必要に応じて優先順位を見直していますと、現在進行形で書かれていますので、当然、議会からの要望もずっと出していましたよね、歳費については。もちろん政務活動費はまだ出していませんけれども、やっぱりこれは全体として非常に少ないということはもう明らかに、毎年の決算で見えていたのですよね。現在進行形でもありますので、これはどなたが精査していらっしゃるのですか、今の現状をどう捉えていらっしゃるのかという私の質問にどなたかお答えください。

○佐々木議長 企画財政課長。

○清水企画財政課長 企画財政課の予算の担当なので、答弁になるかどうかはちょっと分からないのですが、先ほど副町長が申しましたように、予算要求があつてこそその予算の配分でございますので、予算要求をしていただいた後に、こちらのほうでそれが適切かどうかを判断するという御理解していただきたいと思っております。それは、各、総務費であっても、民生費であっても同じことでございます。議会費も同じように、議会のほうからこのような予算の要求があれば、それを精査するという立場でございますので、こちらのほうが一方的にこれを上げます、これを下げますということではございませんので、それは御理解ください。

以上です。

○佐々木議長 よろしいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、3番を終わりたいと思います。

続きまして、4番、愛南町職員の給与に関する条例等の改正についてを議題とします。

執行部の報告を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 失礼します。愛南町職員の給与に関する条例等の改正について説明をします。

今回の条例改正の概要は、令和6年10月9日付で愛媛県人事委員会の職員の給与に関する勧告があり、本町においても、県に準拠して期末勤勉手当の支給割合の引上げ、月例給の改定等を次のように改正するものです。

なお、11月7日付の県通知で、給与関係閣僚会議の開催日及び職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の国会提出時期は未定との報告がありました。そのため、条例等の改正及び実施時期について延期となる可能性があることを申し添えます。

2の月例給の改定については、正規職員、会計年度任用職員ともに令和6年4月から遡及して給料表を適用するもので、平均改定率について正規職員は3.90%、会計年度任用職員は12.31%です。今回は、人事院の内容、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ、に応じた約30年ぶりの高水準の引上げとなっており、それに伴う影響額は正規職員で約プラス5,600万円、会計年度任用職員で約プラス8,500万円です。

3の一般職員の期末勤勉手当の支給割合は、0.1か月分の引上げで、実施時期は令和6年12月1日です。影響額は正規職員で約プラス1,300万円、会計年度任用職員で約プラス630万円です。

4の特別職の期末手当の支給割合は、0.05月分の引上げで、実施時期は令和6年12月1日です。特別職、議員を対象に引き上げるもので、影響額は約プラス30万円です。

以上で、愛南町職員の給与に関する条例等の改正についての説明を終わります。

○佐々木議長 説明が終わりました。

ただいまより質疑を受けます。

質疑ありませんか。

金繁議員。

○金繁議員 以前、2年前ですかね、正職員と会計年度任用職員、これ給与が改定されるとき、開始の時期が会計年度職員は遡及しないということで不利益を被った点について、県のほうも、愛南町も改善されたと、同時に開始しますということで、それは非常によかったと思います。

内容なのですけれども、正規職員は今、大体平均給与553万円ありますよね。会計年度任用職員のフルタイムの方たち、270人ぐらいいらっしゃいますけど、この方たちの平均給与はどのくらいでしょうか。

2点目は、改定率、会計年度任用職員の方がかなりよくなりますので、大きな差を埋めるにはいいことだと思うのですが、今回のこの改定によって平均給与の差がどのくらい縮む、改善されるということになるのか、お聞かせください。

○佐々木議長 立花総務課長。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

会計年度の方々の年間の収入額、給与額になるのですが、こちらにつきましては約240万円と見込んでおります。

それと、すみません、1点、御回答が遅れましたが、先ほど金繁議員が言われたように正規職員で500万円強ということで、その差引きでいきますと大体310万円ほどの差が生じているということが平均的な額でございます。

申し訳ございません。回答に誤りがありました。改定後の会計年度の方々の影響額を考慮したところで差額を申し上げますと、年間約200万円余りの差が生じるというところで見込んでおります。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ありがとうございます。

確認なんですけど、すみません、正職の方の平均給与500万円とおっしゃったんですけど、例えば令和5年の愛南町給与・定員管理等の発表によると、1人当たり給与額553万円ということになっているんですけど、先ほど500万円と言われたんですけど、この553万円を基礎に言われないのは何か理由があるのかということと、現在は、会計年度、フルタイムの方、先ほど240万円とおっしゃったのはフルタイムの方の平均が240万円ということですのでよろしいですかね。では、553万円か500万円かの確認と、今310万円差が200万円ぐらいに縮むということですのでよろしいのですか。2点、もう一回、確認させてください。

○立花総務課長 お答えさせていただきます。

まず、1点目の私が約500万円ということと、金繁議員が町のほうが公表しています職員の給与等については530万円余りということでありましたが、私がお答えさせていただきましたのはちょっと資料確認を行わずに口頭でお答えさせていただきましたので、正しくは公表されております550万円余りの金額というところになります。

それと、後者のほうの確認で差額が約200万円余りとなるのかという再度の確認でしたが、そのとおりを見込んでおります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、4番を終わりたいと思います。

ここで、執行部、退席をお願いします。

商工観光課のほうから、先ほどの数字に誤りがありましたので、訂正をお願いします。

商工観光課長。

○兵頭商工観光課長 商工観光課です。先ほどの原田議員の御質問に対して、クラウドファンディング、同じ4業者であるかということで、同じ4業者というような形でお答えしたと思うのですが、1事業者につきましては新規の事業者で、1業者が入れ替わっておりますので、それだけ訂正をさせていただきます。すみません、失礼しました。

○佐々木議長 よろしいですかね。

それでは執行部、退席をお願いします。ありがとうございました。

(執行部退席)

○佐々木議長 それでは、ここから議会協議に移りたいと思います。

まず議会協議の1番、重要案件抽出の協議について。

本日、執行部報告から12月定例会において委員会に付託する案件など、何か御意見はないでしょうか。委員会に付託する案件があれば、何か御意見があれば。各委員会、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 事務局、よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 いいですか。

次に、2番、その他、(1)議員派遣結果報告書(案)について、事務局の説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 議会資料1を御覧ください。

議会資料1は、10月31日、四国地区町村議会議長会研修会と各種研修分の議員派遣の結果報告書の案でございます。3ページ以降が提出いただいた報告を受付順で整理をしております。各議員の報告書について転記ミス等がないか御確認をいただけたらと考えております。

あと、11月20日に開催いたします議会報告会の派遣結果報告についても、12月定例議会のほうで報告する必要がございますが、これにつきましては協議する時間等が実際ありませ

るので、議会報告会終了後に事務局が作成いたしまして、サイドブックに掲載いたしますので、それで各自その内容を確認していただくということによろしいかどうかについても御協議いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○佐々木議長 ただいま事務局のほうから報告がありました、説明のとおりでよろしいでしょうか。いいですかね。

(「異議なし」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、そのようにしたいと思います。

少林議員。

○少林議員 議員派遣結果について、このことについて、ここにも書かせていただいたのですが、2点。

一つは、この内容なんですが、毎回、せっかくの四国の皆さんが集まって、してきたことに対してふさわしい内容なのかと。せっかくの四国の町村議会が集まるのなら、お互いの共通課題に対しての提案ができるとか、そういうふうな、まちづくりに実のあるような、議会が動きやすいような内容が望まれるということ去年も書かせていただいたのですが、議長のほうから、今後、運営したりするときに、そういう提案とかはされたりできないのでしょうか。

○佐々木議長 また今度、議長会がありましたら、そのようなことは報告しておきたいと思います。
金繁議員。

○金繁議員 実は前回は、この四国町村議長会の報告で、私、今の少林議員と同じ内容のことを書いて、今回も書いているのですが、議長にぜひ四国町村議長会に伝えてくださいということをお願いして、伝えますということだったので、どうでしたかね、伝えていただいたのですかね、その結果はどうでしたでしょうか。

○佐々木議長 私の力も、あんまりちょっと力不足なので、私の意見がなかなか通らん部分もあるので、私一人が意見を言うても、全体的な意見で講師を呼ぶので、私がこの人を呼んでほしいと言われてもなかなか決定権はないので、そういう意見があったということは議長会のほうでも言うておきます。

少林議員。

○少林議員 すみません。この研修に関しての日程なんですけれども、最初に事務局のほうからは、その日で帰るという案が出され、それで1泊したらどうかということで1泊になったのですが、そのとき私もそれそのまま、反論もしなかったのですが、実際にやってみて、やっぱりこれ1泊する必要は全くなかったなと思いました。そのときにちゃんと反対しなかった自分も反省しているのですが、こういう帰れるのだったら、やっぱりみんなの税金を使ってやることなので、もう帰ってくるべきではないかというふうに思います。来年は愛媛県なので当然日帰りなんです、今後そういうところはしっかり見たほうがいいかなと思います。

○佐々木議長 そういう意見がありますが、また次の、来年の研修には前もってそういうことを言ってもらって。夜の研修もなかなか重要だと思うのですよ。昼だけやなしに。議員間の研修はいろいろありますので。そのようにまた次の研修のときには事前に決めていただけたらと思います。

ほかにありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○佐々木議長 ないようなので、それでは(2)に移りたいと思います。

政治への参画に当たっての支障や課題に関する実態調査について、事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 調査票を添付しておりますので、御覧ください。

この調査票につきましては、サイドブックの17、お知らせ、調査票、政治参画実態調査フォルダーに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

今年度も内閣府男女共同参画局のほうから、令和2年度に引き続き、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律における調査票配付の依頼がございました。回答方法につきましては、インターネット上のアンケートフォームによる回答となっております。依頼文の中にQRコード等がございますので、それでアクセスをしていただいて、スマートフォンであるとか、パソコンのほうで回答できる仕組みとなっております。

ただ、メール、ファクス、郵送での回答も可能でございますので、調査票の紙配付が必要な方については事務局まで申し出てください。

以上です。

○佐々木議長 説明が終わりました。

この件に関して、何か質問はありませんか。ありませんかね。いいですか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 いいですかね。

はい、金繁議員。

○金繁議員 この内閣府からのPDF、頂いているのですが、QRコードとURLがこれ、ここからリンクできないのでできるように、Link itか何かで送ってもらってもいいですか。

(「QRコードでできます」と言う者あり)

○金繁議員 できました。あ、失礼しました。

○佐々木議長 いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは、(2)を終わりたいと思います。よろしいですかね。

続きまして、(3)改選後の議員章等配布についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

本多事務局長。

○本多事務局長 令和7年度につきましては、改選の年度であるため、議員バッジ等について当初予算に計上する必要がございます。令和3年度につきましては、定数分14人分の議員バッジと、あと、議員必携を購入いたしまして、配付させていただいたのですが、議員バッジ等について全員分を配付する必要もないのではないかという御意見もありましたので、その辺りについて御協議をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 中野議員。

○中野議員 先日の協議会で、頂いていないということやったんですが、帰って、心配になってちょっと確認して、一生懸命そういうところをしたら、やっぱりもらってました。消防から何からのあれと一緒に箱に入ったままありましたので、申し訳ないです、訂正させてください。

○佐々木議長 それでは、令和7年度の議員配付についての御意見をお伺いいたしたいと思いますが、まず議員バッジについて、全員配付するでよろしいでしょうか。1期目だけのみとか、あと現職以外。

(「1期目でいいです」と言う者あり)

○佐々木議長 1期目だけでよろしいですか。ほかの人の意見、よろしいですかね。

吉田議員。

○吉田議員 それはそれでも構わないのですが、買いたい場合は実費でも構いませんから換えていただくようにしてくれませんか。皆さん、結構この議会とかでつけて、毎日するとすれてくるんですよ。だから私は自費で買いますから、そこだけは絶対にしないと……。

(発言する者あり)

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 議員バッジを予算計上して皆さんにお配りするのは1回目だけでありまして、もし壊れたりした場合は各自で負担していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

○吉田議員 ちょっと待ってよ、全然違う。今、中野議員が言われたように、中野議員は配付されているのですから、1年目だけじゃないでしょう。それは間違っていないか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 御自分で破損して買換えをする場合は、各自で負担していただいているという意味です。

以上です。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 任期が満了して、次回に当選した場合に、汚れが目立ったりした場合に、破損ではなくて交換したい場合については、それも自費でしたいのですけれども、そういう形でちょっとそれは備考欄につけておいてくれませんか。無料配付じゃなくて結構ですから、ということなのです。

○中野議員 これ議論したほうがいいと思います。そうしてよくつける方と、僕なんかは代わりの分をつけたりしてあまり痛まないのですが、違う分をつけたり。それは、やっぱり要望があれば、新人議員、新しい人だけじゃなくてあげるのか、それとももう自費でやるのかというのはもうちょっとここで議論したほうがいいと思います。どちらかにして、自費でやってくださいとかいうのも、ここの中でそういう要望があれば、その人にもあげるのかというのは、ここで議論したほうがいいと思います。それでみんなの納得の下に決めたらいいと思います。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 確認させていただきたいのですけれども、先ほどの結論の中で、1期目の方のみ配付するということになりました。なので、皆さんはお持ちなので、この皆さんについてはもう既に今後は全て自費で負担ということになるとは思いますが、いかがでしょうか。

(「いいです」と言う者あり)

○佐々木議長 それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

(発言する者あり)

○佐々木議長 欲しい人、なくした人は自費で買ってもらうということではよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 ちなみに、金額はあれ幾らするのですか。

本多事務局長。

○本多事務局長 令和3年度の予算で、4,800円程度になります。

(発言する者あり)

○佐々木議長 私も買ってきました、東京で。小さいやつね。昔はお土産で買ってきよったんです、みんなに、それをもらいました。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そしたら、そのようにしたいと思います。いいですかね。

それから議員必携、本のほうですが、あれはどうしましょう。要りませんか。

(「新人だけ」と言う者あり)

○佐々木議長 新人だけで。

金繁議員。

○金繁議員 確認なんですけど事務局に、年々、分厚くなっているようには思うのですが、どのぐらいアップデートされているんですかね。アップデートされたところだけ見るとかいう手段はあるのですか、オンラインとか。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 基本的には、地方自治法とかが改正された場合とか、例えば標準規則が改正されたとか、そういった場合に新しい改訂版が出るということで、特に内容についてネット等で確認できるという、そういった仕組みはございません。

以上です。

○佐々木議長 いいですかね。どうでしょうか、議員必携のほうは配付するようにしますか。要りません。

(発言する者あり)

○佐々木議長 そうしたら新人だけ。

金繁議員。

○金繁議員 議員必携については、私は配付を希望します。今、随分変わっているという御意見もあったので。情報はやっぱり最新のものでないと、大変なことになるので、それは配付を希望します。政務活動費もありませんので、お願いします。

○鷹野副議長 どのぐらいの頻度で改定されよるの。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 それは先ほど説明したとおりで、地方自治法が改正されたりとか、標準規則、また標準条例が改正されたときなので、定期的ではないのですが、皆さんにお渡ししたのから1改訂版、新しいのが出ております。

以上です。

○佐々木議長 ちなみに金額は幾らするのかな。

本多事務局長。

○本多事務局長 大体3,024円程度になります。

以上です。

○佐々木議長 よろしいですか。希望者のみ。

(発言する者あり)

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 情報は、先ほど言いましたけど、やっぱり最新のものを得ないとイケません。そして、私たちは政務活動費がないので、やっぱり書籍代ぐらいは負担していただきたいです。お願いします。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 それだったらバッジだって同じでしょう、我々は政務活動費がないのだから。それは全然違うと思います。だから、そこは政務活動費の要求を我々がつくればいけないですか、政務活動費については皆さん一致なので、審議会からのあれではないと思います。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 政務活動費の要望は、私は1期目からずっとしてしまっていて、もう8年がたっております。いまだに、ここで議論をしてもなかなか決まりません。

情報は本当に大事なものです。ここは図書室、図書コーナーも充実していませんし、これも大きな課題なのですけれども、ほかの議会は政務活動費がなくても、書籍代として月1万円を出している町議会もあります。ですので、本当に皆さん情報はやっぱり最新のものを持っていないと、行政のチェックをする、適切にチェックをするということができないんですね。そういう意味で、明らかに物であるバッジとは違いますので、情報だけは。江藤先生も1期目のときからも言われていますけれども、来るたびに、この情報について、中村先生もおっしゃって

いますけど、もっとオンラインで、例えば共同通信の情報、有料サイト、有料の情報が見れるようにするとか、そういう情報もやっぱり議会のほうで契約して、どの議員も最新の情報に触れられるようにということを整備しなさいということは言われています。その基本中の基本である議員必携についても、やはりアップデートされたものは常に手元に配付されるべきだと思います。

以上です。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 私はバッジと同じ取扱いでいいと思います。議員報酬も上がって、情報をいっぱい得なさいよ、活動しなさいよという意味で議員報酬も上げたわけですから、別に政務活動費とかそういうのをつくらなくても、その中で対応できると思いますので、バッジと同じ取扱いでいいと思います。

○佐々木議長 個人で購入ということですね。

金繁議員。

○金繁議員 要らないという方もいて、それは無駄なのでいいと思います。必要という方には、希望者には配付という形をお願いしたいと思いますが。

○佐々木議長 どうでしょう。

吉田議員。

○吉田議員 すみません、こっちは駄目で、こっちはいいとかというのは、そういう不公平が生じますので、ここはきちっと議員の中で決めてほしいのと、政務活動費に関しては、私は4年いますけど一切この中で話し合いをしたことは1回もありません。全然出していないと思いますよ、議論していないじゃないですか4年間。だけど議論していないでしょう。

(発言する者あり)

○吉田議員 だから、町に出すのではなくて、我々が決めて政務活動費は上げていくわけでしょう。

(発言する者あり)

○吉田議員 それはすみません、いきさつは分かりませんが。

○佐々木議長 あんまり議論しても、時間があれなので。決を採って構わんですか。

そうしたらもう今までどおり配付するという形で賛成の方。バッジも、議員必携も。

○金繁議員 もう決まっていますから、バッジは。

○佐々木議長 議員必携だけね。

そうしたら、配付するに賛成の方。

○金繁議員 それは希望者に。全員配付する必要はないと思います。

○佐々木議長 ちなみに全員配付でよろしいと思う人。

(賛成者挙手)

○佐々木議長 新人と希望者。

(賛成者挙手)

○佐々木議長 希望者のみ。新人以外。

(発言する者あり)

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、採決に申し訳ございません。希望者という話なのですけれども、結局、この中で誰が改選されるのかも分からない状況で、希望者と言われても非常に困るのですけれども。

○佐々木議長 そうしたことやね。

吉村議員。

○吉村議員 すみません、議員必携は確かに手っ取り早いといったら手っ取り早いのですけれども、勉強しようと思ったら、私は議員になってもう長いのですけれども、自治法の追録をずっとやっ

ています。分厚いこれを。勉強しようと思ったら、それで幾らでもできます。

(発言する者あり)

○吉村議員 だから、勉強したい者はそれでやったらいい、そういうことです。

○佐々木議長 確かに。

鷹野副議長。

○鷹野副議長 私は改訂されたときに新しく購入しました、別途で。参考に、はい。

○佐々木議長 よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そうしたらもう、改訂されたら個人が買うと。また次の新しい議員のメンバーの人がそろったら、これはまた議論しましょう、政務活動費も一緒に。

(発言する者あり)

○佐々木議長 よろしいですか。

(発言する者あり)

○佐々木議長 それは恐らくできんやろうから。

本多事務局長。

○本多事務局長 休憩をお願いします。

○佐々木議長 暫時休憩します。

(休憩)

○佐々木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本多事務局長。

○本多事務局長 では、その他でよろしいでしょうか。

○佐々木議長 はい。

○本多事務局長 では、12月1日に防災訓練の案内をお配りしております。出欠を取りまとめたいのですけれども、出席される方につきましては、12月25日までに議会事務局まで報告をお願いいたします。出席をされる方について12月25日までに議会事務局へ……。

(「11月」と言う者あり)

○本多事務局長 すみません、11月25日までに議会事務局へ報告をお願いいたします。

以上です。

○佐々木議長 以上で終わったんですね。

(発言する者あり)

○佐々木議長 その他のその他を今。

その他、ありませんか。

少林議員。

○少林議員 石川元議員が署名した個人宅を訪問したという件なのですが、これまで同僚議員がそのことに対して質問があったときに、今、裁判中なのであるということを理由に、説明とかは何もされてきませんでした。で、11月9日に判決が出て、確定し、新聞にも掲載されました。この戸別訪問によって、町民から、議員が何やっても町民には何の説明も謝罪もなく、議会がこんなことをするのだったら、今後もこんなことされるかもしれないと思うと、例えば署名とか活動で賛成であっても、今後、今までみたいに署名活動を私は協力できんという人が結構いまして、すっかり町民が萎縮しております。

地方自治の主体である町民を議会が萎縮させてしまった責任は大きいなと思います。ですから、ぜひこれは議会として、町民に説明する責任があるのではないかと思います。どうしてこういうことになったのか、原因、それからその説明、謝罪、今後こういうことはしないということについてきちんと発信せんといけんと思うのですが、皆さんいかがでしょうか。

○佐々木議長 これは皆さんに。

○**少林議員** 皆さんに。議会、説明が。

○**佐々木議長** 少林議員からそういう意見がありました。これに関して御意見は。
山下議員。

○**山下議員** あのときにまあ、記憶なんです。原田議長のときのことなので、原田議長は謝罪の文、読み上げをやったのではなかったですかね、議場での謝罪。あのときのいきさつについての議長としての謝罪、したのではなかったかな。

○**佐々木議長** 金繁議員。

○**金繁議員** おそらく今、少林議員がおっしゃっているのは、議長の謝罪ではなくて、恐らく議会として、判決が確定しましたので、高松高裁で、慰謝料も払いましたよね、5万円と利息。そのてんまつを報告しないとイケないのではないかということだと思えるのです。議会として。

ちなみに、小山の太陽光発電の損害賠償事件については、これは先月の23日に町長のお名前前で、事業者と和解が成立しましたので報告しますということで、心からおわび申し上げますということをしつかりと1ページ、ホームページにてんまつと報告をされています。

今回の内容なんですけれども、一議員とはいえ、やはり議員として行った行為に、憲法尊重擁護義務がある議員が違憲行為をした、憲法に反する行為をしたという判決です。これが高裁で確定しました。公金である慰謝料もお支払いしています。公金を出していますので、私は、これは議会としてやはりこの裁判と内容についてきちっとてんまつを報告して、謝罪することが必要ではないかと思えます。皆さんの御意見をお願いします。

○**佐々木議長** 意見のある方はありませんか。

吉村議員。

○**吉村議員** これ、今、同僚議員から太陽光の話も出たのですけれども、今朝うっかりしとって聞くのもだったので、実は、何でもそうですけれども、ものが、いわゆる事件が発生したときというのは、なぜそれがそういうことになったのかという、いわゆる現状認識ということであれして、再発防止策、これに取り組むのが全部基本でしょう。これは理事者側もそうですし、議会も。今回はこれ議会の問題ですから。今の質問の部分でいったら、議会として、なぜああいうことが、戸別訪問が起こったのか、コピーしたものを持って、個人情報。やっぱり議会として我々の中ですから、やっぱりその原因究明はちゃんとして、そして再発防止策を講じる、これはさっき言った太陽光もしかりなんです。太陽光の件は今度、理事者に言いますけれども、それはそれとして、議会の今の件に関しては、なぜこういうことが起こったのか、それで再発防止策、それをちゃんと我々は検証しなければいけないのではないですか。

○**佐々木議長** 金繁議員。

○**金繁議員** ちなみに先ほど引用しました太陽光裁判の町長の報告なんですけれども、ホームページに、今、吉村議員が言われた原因究明と再発防止についても、しっかりと触れておられます。

二元代表として、機関として、議会もやはり同様な説明義務があるのではないかと思います。

○**佐々木議長** ほかに御意見のある方はありませんか。

吉田議員。

○**吉田議員** 今回これ、求償権を、まあ前回の対応についてはしていないのですけれども、今回については求償権をするのかどうかというのは理事者側のほうに確認はしているのでしょうか。

謝罪については、やっぱり議会として、我々も全然知らないところで起こっている問題ですけれども、これは議会全体の責任として、経緯も含めて、これはもう一回、再度、我々の中で話して、謝罪文についてはやっぱり必要じゃないかなと思います。

○**佐々木議長** ほかに御意見ある方はありませんか。

尾崎議員。

○**尾崎議員** 私もこの件に関しては、やっぱり吉村議員がおっしゃったように原因究明と再発防止策、これについてやっぱり議会、我々議員でしっかりと確立して、議会を通して町民の方にしつ

かり表明することが、今後の我々の意識につながりますので、ぜひともやるべきではないかと思ひます。

○佐々木議長 ほかに御意見ある方はありませんか。

山下議員。

○山下議員 結局これ、やるのかやらないかということなので、町民に対して、研究したよと謝罪するのかという、謝罪ということは議会ですということは議長が多分議場ですというので、それはやったらいいことなので。

一つ、辞めた議員の個人的な本当に行動なので、なかなかこれはそのときも止めることは、本人が個人的でやっているのだから、そこも含めて話して行って検証して、結果を出してということで、その結果が出たら、謝罪になるのか、発表になるかしたらいいのではないですか。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 議員個人とはいえ、やはり公人であり、公人が憲法違反をしたということで、これは、事は重大だと思ひますね。何をするかなんですけれども、議会で表明すると、議長がという今お話が出ましたけれども、やはり私はこの清水町長が太陽光発電でしっかりと報告されたことと同じことを、やはり二元代表である愛南町議会もしっかりと町民に広く報告するべきだと思ひます。もちろん議場で行うこともしていただきたいと思ひますけれども、同時に、こういう形に残すようにしていただけたらと思ひます。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 確かに個人がやったことなのですけれども、実質5万円という、いわゆる町に損害を与えているのですね、公金なんですよ。だから、やっぱりそれはそれで、実行犯は個人ですけれども、でしょ、実行犯は個人ですけれども、でもやはりあれコピーした、いわゆる署名をコピーして、やっぱり管理ということも問われることなので、だから私がさっき言ったのは原因究明と反省も踏まえて、今後のことをあれして、我々は原点に立ち返って、それで町民にちゃんとした説明を何らかの形で、議長がするのかどうかは別にして、するべきだと。やっぱりそれが筋道でしょう。

○佐々木議長 議論はいろいろ出尽くしたのですが。

本多事務局長。

○本多事務局長 まず裁判の結果についてなのですけれども、町のホームページの、議会の、町議会からのお知らせの中に、前回の令和5年度の行政処分取消訴訟の件についても、事件番号と事件の経緯とか、判決内容について公表させていただいております。今回の場合もこういった形で公表すると同時に、最後に議会として今後の再発防止について述べたものを加えた形で公表させていただくというようなことでよろしいでしょうか。

○佐々木議長 それでよろしいですかね。

那須議員。

○那須議員 それは、広報あいなんに掲載されるということ、ですよ。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 今、私が申し上げたのは町のホームページのほうになります。

○那須議員 ホームページ。私は、議会だよりを今度出すんでしょ。その中できちんとした、そっちのほうがいいと思ひますけど。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 両方やったらいいと思ひます。町長もやはり議場でもちゃんと報告、謝罪されていましたし、こうしてホームページにも載せていらっしやいます。広報あいなんに載せたかどうかは、ちょっと私はチェックしていないのですが、されているようであれば、それもやっぱり同じように、二元代表として3つともしたほうがいいと思ひます。

○佐々木議長 それではあの、検証する、吉村議員が検証しないかんということなので、検証して

その結果をホームページ、謝罪になると思うのですけど、謝罪文なりを議会だよりに載せると。
那須議員。

○那須議員 まさに議会だよりというのはそういうところを使うんですよ。一般質問とか、研修したとかという部分ではなくて、議会がどういうことをしよるかという内容を、こういうふうに議会は取り組んでいますと、こういうふうな結論が出ましたというのを、まさに議会だよりというのはそれを載せるのですよ。

(発言する者あり)

○佐々木議長 そしたらそのように、議会だよりにね。

吉田議員。

○吉田議員 ただ、載せるのはいいのですけど、期間があまりないものですから、早めにこれをもう一回しなければまずいのですよ、話合いのほうを。本当タイムないんです、時間が。我々、議員でやると大変なのですよ。だから早めにちょっと議論をしてください。お願いします。

(発言する者あり)

○佐々木議長 いや、3月発行ということで、もう業者ともあれしとるけん。

中野議員。

○中野議員 検証をやるというとまたこれ検証やるいうたらなかなか再度集まって、それが決着がつくのかつかんのか、もう謝罪の分だけは12月だったら12月に早いうちにせんと、何か賞味期限切れみたいになるので、太陽光のような形で検証をやっていかなといけん、再発防止にという報告をして、あと検証はまた、以後どうなっているのか、検証して結果がどう出てくるのかというのもちょっと疑問があって、検証は随分とこうこうでいうて、水かけ論みたいになってしまうので、まずその報告だけは早くやって、再発防止に、検証を含めてやったらいいと思います、12月に。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 私が検証と言ったのは、これここでもできるんですよ。なぜこんなことが起きたのかと。別に時間を割いてすることない、みんながこうこうで、なぜこうこうで、文書取扱いについてこうやということをしたら済むことで、検証というたらそがいにはばかみたいなあれやないし、今ここでやって、それをぼんとあれして、二度とこういうことがないようにこうやということで、ちゃっちゃとしたら済むことでしょう。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 吉村議員の言うとおりののですけど、検証は後にしても、取りあえずどこまでを議会だよりに載せるか、これは結構大きな問題で、私なんかはほとんど分からない状態でこれが出ているわけですよ。だから署名の取扱い、署名を持っていたときに議員全体にそれを閲覧、これはもう当然しなきゃならないし、今回我々は全く見ていない状態なんですよ。そこら辺も含めて、結構、検証項目が大きいんですよ。これは後にしていただいて、わび状というんですかね、今回の件については、簡素化して事務局に任せて掲載してもいいですかということでもうよろしいですか。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 もしくは、議長挨拶がページを取ってありますので、その中で代表として、外向けの代表であられますから、その中で触れさせていただくのもいいかなと思いますけれども。

○佐々木議長 いいですよ、それはやります。

そうしたらまた検証は時間をかけて、吉田議員が言いよったようにやるということで。

少林議員。

○少林議員 しっかり時間をかけるのはいいのですけど、早くじゃあ、その協議会はいつにするかを早く決めて、早くあれしてください、時間が。

(発言する者あり)

○佐々木議長 中野議員。

○中野議員 検証してないと言うけど、一応、内容がどうかというのは問題として、検証は一応したんでしょ、この間、こうこうでとって、コピーして帰ってとって、だからそれは再発防止しかないわけで、検証して、また誰がどうやったかこうやったかという検証をやるわけですか。もうこれはやっても両方のあれがあって、検証ということに、もう今からそういうことがないようにちゃんと管理とかいうことはやるべきであるけど、その程度でいいわけで、それ以上、この間、検証は一応、何かしたのかなという部分もあるし、あれで検証で納得いかんというのもあってというたら、何回やっても、簡単にといたって簡単にいかんですよ、意見がみんな違ったら。検証をまた何回やっても多分一緒の方向に行くと思うので、いやいや勝手にした、勝手にせんという話になってしまうので、これはもう再発防止にということで作るしかないのではないかと思うので、事務局がどう思われるか。そう思いますよ、検証をやったのか、一応検証は決着がついた話ですよ。内容は、僕が思うのと、みんなが思うのは違うにしても、もうこれは何回やっても一緒やと思います、検証は。

○佐々木議長 吉田議員。

○吉田議員 ではこれ、議長、副議長マターの問題で、事務局と話していただいて、わびのところだけは早めに、早急にさせていただいて、検証はまあまあ、もう裁判終わっていますので、そこは全然いいのしょうけれども、あとは細部の部分で、今、議員間で話さなきゃならない部分もあるので、これはおいおいやっていくと。今回の件については、検証はもう裁判のほうで出していますので、議長、副議長、それから事務局に任せるといってよろしいですかね。そうでしたら議会だよりもきちっと議長のコメントの中で、大変御迷惑をかけましたと、今後はそういうことがないようにということを出していただくような形にすれば我々も。よろしいんですかね、それは確認だけお願いします。

○佐々木議長 副議長。

○鷹野副議長 ですから、今回は裁判結果が出ておるから、裁判結果に基づいて、議員としてその自覚と、またコンプライアンスの遵守、その辺を今後やっていきますというような内容でいいと思うのですよ。

○佐々木議長 本多事務局長。

○本多事務局長 先ほど、私のほうで紹介させていただいたように、裁判の結果についてはホームページのほうで経緯であるとか、判決文であるとかについて掲載させていただいております。その最後に、コンプライアンスの遵守について今後とも気をつけていきたいという、今、皆さんの意見は一致していると思うので、その部分については文章を追記して掲載してはどうかと考えております。

なお、今回、裁判に至った経緯については、個人情報の取扱いについての不備な点であると思いますので、例えば具体的にいうと、今回の請願書であるとか、その他、例えば個人情報が載っている議案の取扱いについて、再度、皆さんのほうと、例えば今回もありましたけれども、人事案件についての議案を持って帰られる方、机の上で保管されている方、いろいろございませう、そういった部分についてもう一度、どういった取扱いをしたらいいのかということについて、今後また協議の場を設けていきたいと考えております。

以上です。

○佐々木議長 吉村議員。

○吉村議員 今あれしたんですけれども一回、これはもういつときですけど一回検証したらどうですか、皆さんでもう一回、何かの機会のときに、今言ったことも含めて、個人情報の取扱いとか、例えば請願の取扱いとか、そういうことを周知徹底するようにもう一回再認識で、勉強会という形で、ちょこっとやったらどうですか。もうそれでいいのではないですか。

○佐々木議長 事務局長、今度、全協予定は。

本多事務局長。

○本多事務局長 特に全協の、いついつ開くという予定は今のところはございませんが、1月中には間違いなく開く機会があるというふうに考えております。

以上です。

○佐々木議長 金繁議員。

○金繁議員 ぜひそれをしていただきたいと私も思います。その際に、個人情報取扱だけでなく、もうちょっと引いて見たら、これ、議員としての倫理的な、倫理規定、愛南町もないので、どういことをしてはよくて、いけないのかというところの研修もぜひ設定していただけたらと思います。それは今期にするのか、次にするかは分からないですけど。

(発言する者あり)

○佐々木議長 尾崎議員。

○尾崎議員 今、金繁議員がおっしゃったように、我が愛南町には政治倫理規定というのはないので、今後の課題ではあると思うのですが、今回の研修にあつては、令和4年にコンプライアンス行動指針というのを職員向けにつくっていると思うんですよ、愛南町は。そういったものも恐らく共通することがたくさんあると思うので、そういったものを参考にして、次の我々の研修に活用したらいいと思います。

○佐々木議長 那須議員。

○那須議員 議会基本条例の中の5章やったか、6章で、倫理規定があるんですよね。本来であれば、基本条例とは別に、倫理条例は別につくるものなんですよ。かつて内海村はつくっておったんですけど、あそこは離れたほうが本当はよかったですね。駆け足でつくった基本条例ですから、そこまでできなかったんですけどね。

○佐々木議長 そのとおりだと思います。

少林議員。

○少林議員 倫理条例に入るかもしれないんですけど、この3年半、議員している間に、いろいろな町民からの陳情書とか、要望書とか、請願書とか、いろいろなレベルのものが入ってきましたけれども、それに対する取扱いはぞんざいだなというふうに思うときが何回かありました。やはり出されたものは、必ずやっぱりどこかできちんと話し合いをして、回答するというような、そういうことに、取扱いについてやはり一度きちんと規定を決めるべきだと、そこもお願いします。

○佐々木議長 議論が出尽くしたようなので、1月に協議会があるということなので、それを含めてやりたいと思います。

(発言する者あり)

○佐々木議長 その予定でおってください。

本多事務局長。

○本多事務局長 先ほどのホームページでの事件の経緯であるとか、判決文、そして最後のコンプライアンスの遵守についての反省に関する文書なんですけども、それについては事務局のほうで作成させていただいて、次の議会運営委員会の中で協議していただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 よろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 それでは終わっていいですか。

(「はい」と言う者あり)

○佐々木議長 そうしたら、以上をもちまして協議会を終了いたします。

副議長。

○鷹野副議長 以下同文、終わります。

議長